

子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画を平成 27 年 3 月に策定し、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業、母子保健事業を計画的に実施することを目的としています。

基本理念

「安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、
子どもが健やかに育つまち 津島」

子ども・子育て支援事業計画の施策体系

1. 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
2. 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み
3. 母子保健計画（健やか親子 2 1 第 2 次）

この中の「1. 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」

●子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月からスタートいたしました。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

◎子ども・子育て会議の役割

地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく重要な役割を果たすことが期待されています。

計画を策定し、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCA サイクル：Plan：計画を立てる・Do：実行する・Check：評価する・Action：改善する）ことが必要となります。

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。

また、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項では「教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や計画を変更する際はこの会議の意見を聴かなければならない。」と定められております。